

子宮頸がん予防ワクチン接種後健康被害救済制度の概要

子宮頸がん予防ワクチンを市町村の助成により受けられた方

接種後の症状の原因がワクチンにあると疑い、救済を求める場合

請求

救済を求めない場合は請求不要

因果関係の判定

Pmda
(独)医薬品医療機器総合機構

申出

結果

厚生労働省
(厚生労働大臣)

諮問

答申

薬事・食品衛生審議会

薬事・食品衛生審議会

PMDA決定通知書

因果関係なし
判定不能

通常の医療費
自己負担

PMDA決定通知書

因果関係を否定できない

入院相当の医療

入院相当に該当しない医療

PMDA法の救済

PMDA決定通知書に
国の救済事業の案内状の同封

有

無

(公財) 予防接種リサーチセンター

国の救済事業による措置
(医療費・医療手当の支援)

案内状にしたがって申請してください。

山梨県
(山梨県知事)

県の救済事業による措置
(医療費・医療手当の支援)

因果関係を否定できない疾病があり、国の救済事業の案内状が同封されなかった場合は、県の救済事業に該当する可能性がありますので、県の相談窓口 (TEL 055-223-1494) へお問い合わせください。